



構成されている。このうち A 普通株式のみが上場されており、B、C 普通株式は売買が制限されている。このような株式の構成によって、持ち株数では少数派でありながら、クラス C 普通株式を多く所有する同社の創業者 2 名が議決権ベースで 88.5%を占め、同社に対するコントロール権を持つ仕組みとなっている(吉川浩史「米国で活発化する議決権種類株式の上場に関する議論」野村資本市場クォーターリー 2018 Winter を参照)。

### Google のデュアルクラスストック

説明するまでもないあの会社、Google も議決権種類株式を発行している。デュアルクラスストックと呼ばれている。同社は 2004 年の NASDAQ 上場にあたって A 普通株式(一株一議決権)を公開した。これに対して B 普通株式(一株 10 議決権)は未公開とし、二人の創業者がその B 普通株式を保有することによって、発行済み株式数全体では圧倒的に少ない持ち株比率にもかかわらず 55%強の議決権を有している。その後議決権の無い C 普通株式も発行されているが詳細は割愛する。

これら議決権種類株式の評価に関しては、賛否両論がある。賛成の意見で多いのは、「売却益にしか興味の無い株主に会社のコントロール権をゆだねることは企業価値を損なう。創業者たちが会社をきちんとコントロールし、長期的な視点で経営をすることこそ企業価値を創出できる」といったものがある。一方で、反対意見としては、「こういった形で創業者がコントロール権を握り続けることは、不平等であり、一般株主の権利をないがしろにしている。何より会社の経営状態が悪化したり、経営者が不正を働いたりしたとき、だれが創業者、経営者の在り方を正すのか」といったものがある。

読者の皆さまはいかがお考えだろうか？もちろんそう簡単な話ではない。ただ、株式会社のコントロールの在り方と金融商品としての株式の関係性を考える上で「議決権種類株式」に関する議論は絶好の材料だと思う。興味がある方は、ぜひ以下で紹介する書籍の第 9 章 4 節を一読いただきたい。

### ◆今週の一冊◆

重本先生おすすめの書籍です。



### 『スタートアップ入門』 長谷川克也著、東京大学出版会

本書は東京大学の名物人気授業「アントレプレナーシップ」および課外講座の「東京大学アントレプレナー道場」の参考書として書かれたものである。題名の通り、起業をする際に最低限、しかし必ず知っておかなければ

ればならない知識をわかりやすく解説している。ファイナンスに関連する事柄はもちろんのこと、それ以外の論点も網羅されている。起業に興味がある方、起業に関連する仕事をされている方の必読書と言えるであろう。

◎事務局から◎

2019 年度、キャリアアップ・プログラム、カルチャー講座(2学期・3学期)受講申し込み受付中です！

詳細については、以下URLをご確認ください。

《キャリアアップ・プログラム》

<http://www.hue.ac.jp/visitors/local/careerup/index.html>

《カルチャー講座》

<http://www.hue.ac.jp/visitors/local/culture/index.html>

※ご意見・ご感想はこちらまで [career-up@hue.ac.jp](mailto:career-up@hue.ac.jp)

※配信解除はこちらから行ってください。

<https://y.bmd.jp/bm/p/f/tf.php?id=0828719345&task=cancel>

※広島経済大学 オフィシャルサイト <http://www.hue.ac.jp/>

発信元：広島経済大学 教育・学習支援センター キャリアアップ・プログラム事務局 (082-871-9345)